

【医療扶助におけるオンライン資格確認について】

本市では、令和6年3月1日から医療機関・薬局の窓口において、生活保護利用者がマイナンバーカードを提示することで資格情報(医療券・調剤券等を含む)をオンラインで確認できるようになっております。

生活保護利用者にはマイナンバーカードを利用した受診をお願いしているところですが、福祉事務所で発券手続きが行われていない場合、医療券情報の閲覧ができません。閲覧ができない場合は、大変お手数ですが、電話 FAX 等でご連絡をいただけますと幸いです。発券登録をすると通常翌営業日にはデータ連携されます。よろしくお願いいたします。

生活保護利用者がマイナンバーカードで医療機関・薬局を受診するには、以下の条件を満たしている必要があります。

- 1) 八王子市に住民登録がある方で、マイナンバーカードを取得していること
- 2) マイナンバーカードの健康保険証(医療券・調剤券)としての利用申し込みが完了していること
- 3) 生活保護利用者が福祉事務所に月毎に医療券・調剤券のオンライン資格確認利用を申し出ていること
- 4) 医療機関・薬局が生活保護医療扶助におけるオンライン資格確認を導入していること

★オンライン資格確認を行うには、生活保護による医療扶助のオンライン資格確認を導入している必要がある為、導入していない医療機関・薬局については、従来通り、紙での医療券・調剤券を発行します。

八王子市としては当面の間、紙での医療券・調剤券を発行しますが、将来的には厚生労働省の方針に従って、生活保護利用者の受診等には原則マイナンバーカードによるオンライン資格確認へ移行していく予定です。

その他御不明な点等ございましたら、下記担当までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

★ 医療扶助オンライン資格確認システム等について

➡ 『医療機関等向け総合ポータルサイト』 <https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm>

★ 生活保護利用者の事前委託、発券等について

➡ 八王子市福祉事務所 生活福祉総務課医療担当 TEL042-620-7370(直通) Fax042-627-5956

※制度等のお問い合わせは TEL042-620-7476(直通)